

## 第8 住民投票の請求権者（発議権者）及び署名要件

### 前回までの整理

- 住民投票の請求権者（発議権者）については、住民からの請求権の外に、議会からの請求権や市長の発議権についても設定することが適当である。
- 住民からの請求による住民投票に必要な署名数は、投票資格者の総数の3分の1、4分の1程度の署名数が必要である。

#### 1 議会からの請求、市長自らの発議を設定する場合に留意すべき点

《議会の議決を必要とする制度とする場合に地方自治法上留意すべき点》

- 議会は、議会の議決すべき事件につき、議員定数の1/2以上の賛成をもって議案を提出することができる（地方自治法第112条）。地方自治法上の規定に従う場合、「議員定数の1/2以上の賛成」と異なる設計ができるかについては、十分な検討が必要である。

なお、常任委員会等についても、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる（同法第109条第7項、第109条の2第5項、第110条第5項）。

- 議会の議事は、原則、出席議員の過半数でこれを決する（地方自治法第116条）こととされており、これ以外の議決（例えば、3分の2以上の特別多数議決や4分の1以上の議決）を法律ではない条例により設定することはできない。
- 市長は、議会の議決を経べき事件につき、議会に議案を提出することができる（同法第149条）。この場合においても、出席議員の過半数以外の議決を設定することはできない。

《議会の議決以外の方法による制度とする場合に留意すべき点》

- 「議会からの請求」、「市長自らの発議」が可能である住民投票制度を構築した場合において、「住民からの請求」のみを常設型住民投票条例で規定することは、通常考えられない。そのため、議会の議決以外の方法による制度とした場合についても当然に、議会の議決以外の方法について、条例上規定する必要がある。
- 議会の議決以外の方法については、議会の運営に委ねられることとなり、十分な検討が必要である。

2 住民からの請求による住民投票に必要な署名数を投票資格者の総数の3分の1、4分の1程度とする論拠について

住民からの請求による住民投票に必要な署名数については、3分の1にするか4分の1にするかについては、実際に制度を作る時に決定することであるが、この程度署名数が必要であり、望ましい。

苫小牧市（人口 174,355人 平成24年7月31日現在）

（本市における直接請求等に係る必要署名数）

苫小牧市（選挙権を有する者 142,600人）

条例の制定・改廃、監査の直接請求 50分の1以上（2,852人）

合併協議会の設置請求 6分の1以上（23,767人）

議会の解散・長等の解職請求 3分の1以上（47,534人）

※ 選挙権を有する者は、平成24年9月2日現在（選挙人名簿定時登録日現在）

（苫小牧市長選挙における当選者得票数）

平成15年4月27日執行 45,737票（次点者 40,445票 投票率65.17%）

平成18年7月9日執行 43,274票（次点者 37,187票 投票率59.36%）

平成22年6月27日執行 46,688票（次点者 28,668票 投票率54.55%）

- 住民からの請求による住民投票に必要な署名数の設定については、制度の濫用を避ける意味から、容易に請求が可能となる低い設定であってはならない。
- 住民投票は市民生活に大きな影響を及ぼす「市政の重要な課題」を対象として実施される。住民投票の結果についての尊重義務を生かすため、相当程度の署名数が必要である。
- 住民の意思として表明される住民投票の結果は、十分に尊重されることが求められる。そのため、必要署名数については、市長選挙の当選者の得票数程度が必要である。
- 必要な署名数が収集されれば、議会の議決や市長の判断とは関係なく住民投票が実施されるため、高い慎重性と厳格性が求められる。そのため、地方自治法による直接請求（議会の解散請求、議員の解職請求、長の解職請求）に必要な署名数である3分の1程度とするのが適当である。
- 地方自治法による直接請求（議会の解散請求、議員の解職請求、長の解職請求）により行われる住民投票の結果は、法的拘束力を有する。本市が設定する常設型住民投票条例は諮問型であり、これを踏まえて4分の1程度とするのが適当である。

(市民検討懇話会での主な意見)

- 外国人住民にも広く投票資格を認め、年齢要件も引き下げるとすると、投票資格者の範囲も広がるため、濫用防止の要請は高まるのではないかと。
- 苫小牧市の場合、市長選挙の当選者の得票数を4万票とすると、3分の1から4分の1程度である。議会の解散請求や長のリコール請求の場合も3分の1であり、同等の重みとするのか若干軽くするのかということとなる。議会の解散請求や長のリコール請求の場合、その後投票が実施される。それと同じような投票が行われるのであれば、それに匹敵する要件が望ましく、その場合3分の1か4分の1となる。